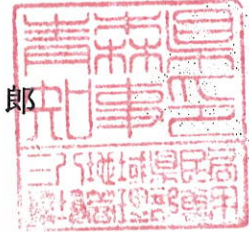


## 産業廃棄物処分業許可証

青森県三戸郡階上町蒼前東二丁目9番28  
 オーシャンマテリアル株式会社  
 代表取締役 大山 茂昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和6年6月20日  
 許可の有効年月日 令和11年1月28日

### 1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物である ものを含む。）
	選別	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上8種類

上記のうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
木くずの破碎施設	青森県三戸郡階上町 蒼前東二丁目9番28	木くず：299.248 t / 日（8時間稼働）	平成30年12月21日 平成30年12月21日 30-8の2-8
破碎施設	青森県三戸郡階上町 蒼前東二丁目9番28	廃プラスチック類：4.1 t / 日 紙くず：6.1 t / 日 繊維くず：2.9 t / 日 ゴムくず：3.8 t / 日 金属くず：13.9 t / 日 ガラスくず等：23.8 t / 日 （各8時間稼働）	令和元年6月15日 — —
廃蛍光管及び廃水銀灯の破碎施設	青森県三戸郡階上町 蒼前東二丁目9番28	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず （これらについて、廃蛍光管、廃水銀灯 及び廃白熱電球に限る。）：1.904 t / 日（8時間稼働）	令和元年7月1日 — —

（第1面：第2面に続く）

(第2面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
選別施設	青森県三戸郡階上町 蒼前東二丁目9番28	廃プラスチック類：58.2t/日 紙くず：49.9t/日 木くず：91.5t/日 繊維くず：20.0t/日 ゴムくず：86.5t/日 金属くず：188.0t/日 ガラスくず等：166.4t/日 がれき類：246.3t/日 (各8時間稼働)	令和元年6月15日 — —

3. 許可の条件  
無し

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成31年1月29日 新規許可  
令和6年6月20日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有  
(以下余白)